

大口町ネーミングライツ事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、民間の資金を活用して町が所有する公共施設等の持続可能な運営及び維持管理を行うため、町が実施するネーミングライツ事業に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設等 町が所有する公共施設等をいう。
- (2) ネーミングライツ 施設等の愛称を命名する権利をいう。
- (3) 民間事業者等 法人、事業を営んでいる個人又はそれらにより構成された団体をいう。
- (4) ネーミングライツ事業 ネーミングライツに関して町と民間事業者等が契約を締結し、民間事業者等に愛称を付与する権利を与え、町がその対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得て、施設等の運営及び維持管理に要する費用の一部に充てる事業をいう。
- (5) 対象施設等 ネーミングライツ事業によって愛称を付与することとした施設等をいう。
- (6) ネーミングライツパートナー ネーミングライツ事業において、契約の相手方となる民間事業者等をいう。

(ネーミングライツ事業の基本的な考え方)

第3条 ネーミングライツ事業は、施設等本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となる施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならない。

2 町は、ネーミングライツ事業を導入した施設等について、ネーミングライツ事業により決定した愛称を積極的に使用するものとする。

3 町は、条例に規定する施設等の名称については変更しないものとし、必要に応

じて条例に規定する施設等の名称を使用するものとする。

(ネーミングライツ事業の種類)

第4条 ネーミングライツ事業の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 募集型 対象施設等について民間事業者等を募集するもの
- (2) 企画提案型 民間事業者等からネーミングライツ事業を行う施設等に係る提案を受け付け、対象施設等を定めるもの

(ネーミングライツ事業の対象)

第5条 ネーミングライツ事業の対象は、スポーツ施設、文化施設、公園その他町が所有する公共施設又はその一部とする。ただし、町がネーミングライツ事業に適さないと認める施設等は対象としない。

2 募集型ネーミングライツ事業の対象となる施設等の選定は、町長が行う。ただし、選定しようとする施設が指定管理者制度導入施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理を行っている施設又は管理を行うこととしている施設をいう。以下同じ。）の場合は、あらかじめ指定管理者と協議を行うものとする。

3 企画提案型のネーミングライツ事業の対象となる施設等は、前項の規定により町長が選定した施設等以外とする。この場合において、当該施設が指定管理者制度導入施設のときは、指定管理者との協議を経て対象施設等を決定するものとする。

(ネーミングライツの付与期間)

第6条 ネーミングライツを付与する期間は、3年以上5年以内の期間とする。ただし、指定管理者制度導入施設については、その指定期間を考慮し別に設定することができる。

(募集)

第7条 町は、ネーミングライツ事業の実施に当たっては、次に定めるところにより、原則として公募によるものとする。

- (1) 募集については、町ホームページ等により広く募集するものとする。
- (2) ネーミングライツ料その他ネーミングライツ事業に必要な事項については、

対象施設等の所管課が作成する募集要項に定める。

2 募集期間は、原則として1月以上の期間を設けるものとする。

(応募資格)

第8条 ネーミングライツ事業への応募資格は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されている者
- (2) 町から入札参加指名停止措置を受けている者
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生手続又は更生手続開始の決定を受けた者
- (4) 国税若しくは地方税を滞納している又は正当な理由なく国若しくは地方公共団体に対する債務を履行していない者
- (5) 公序良俗に反する活動又は政治性若しくは宗教性のある事業を行う者
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に該当する事業及びこれに類する事業を営む者
- (7) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む者（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する者を除く。）
- (8) 大口町暴力団排除条例（平成24年条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 指定管理者制度導入施設にあつては、現在の指定管理者の事業内容等と競合する事業を行う者。ただし、現在の指定管理者及びその関連企業を除く。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、ネーミングライツを取得することが不適當であると町長が認める者

2 ネーミングライツ事業に応募する者は、大口町ネーミングライツ申込書（様式第1）に対象施設等の所管課が定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(使用できない愛称)

第9条 ネーミングライツにより命名される愛称は、次に掲げるものを含まないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又は抵触するおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するおそれがあるもの又は政治性若しくは宗教性のあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 個人又は団体等の意見広告又は名刺広告
- (5) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張に当たるもの
- (7) 町としての公共性若しくは中立性又はその品位を損なうおそれがあるもの
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業に該当する事業及びこれに類する事業に関するもの
- (9) 虚偽であるもの又は誤認されるおそれがあるもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、施設等の愛称とすることが不相当であると町長が認めるもの

(審査等)

第10条 対象施設等の所管課は、ネーミングライツパートナーの選定、命名する愛称、ネーミングライツ料その他について別に定める審査基準により審査を行い、その内容及び結果を行政経営会議へ報告するものとする。

2 行政経営会議は、前項により報告された審査内容及び結果を審議するものとする。

(決定及び通知)

第11条 町長は、前条第2項の規定による審議結果を踏まえ、応募された愛称の採用の可否及びネーミングライツパートナーを決定する。

2 町長は、第8条の規定により応募した者に対し、採用を決定したときは、大口町ネーミングライツパートナー採用決定通知書(様式第2)により、不採用を決定したときは、大口町ネーミングライツパートナー不採用決定通知書(様式第3)により通知しなければならない。

(契約)

第12条 町長は、ネーミングライツパートナーの決定通知後、その者と契約を締結する。

(費用負担区分)

第13条 町は、施設パンフレット、封筒等の印刷物及び町ホームページの表示名変更に係る経費を負担し、ネーミングライツパートナーは、施設等の案内看板等の表示名変更に係る経費を負担する。ただし、新たに設置する施設等の案内看板等については、町及びネーミングライツパートナーの協議により決定する。

2 契約期間の満了及びネーミングライツの取消しに伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とする。

3 前2項の規定にかかわらず、町とネーミングライツパートナーの協議により、費用負担区分を変更することができる。

(ネーミングライツ料の納入)

第14条 ネーミングライツ料は、当該年度分を、初年度については愛称の使用開始後1月以内に、翌年度以降については4月30日までに、大口町予算決算会計規則(昭和53年大口町規則第12号)に定める納入通知書により、一括で納入するものとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、ネーミングライツパートナーと協議の上、支払方法、納入額及び納入時期を別に定めることができる。

(ネーミングライツ料の返還)

第15条 町長は、ネーミングライツパートナーの責めに帰さない事由により契約を解除したときは、納入済みのネーミングライツ料を当該ネーミングライツパートナーに返還するものとする。

2 前項に規定するネーミングライツ料の返還については、納入されたネーミングライツ料から契約解除を行うまでの期間(1月に満たないときは1月とする。)分のネーミングライツ料を差し引いて返還するものとする。

(指定管理者との協議)

第16条 指定管理者制度導入施設については、愛称の使用に関して、町、指定管理者及びネーミングライツパートナーとの間で必要な事項について協議する。

(愛称変更の禁止)

第17条 ネーミングライツを付与する期間内における愛称の変更は、できないものとする。ただし、町長が特に必要と認めるときはこの限りではない。

2 町長は、前項ただし書の場合においては、変更の可否についてネーミングライツパートナー及び指定管理者制度導入施設については指定管理者と協議するものとする。

(契約の解除)

第18条 ネーミングライツパートナーの都合により、ネーミングライツ事業の継続が困難な場合には、契約の解除を申し出ることができる。

2 ネーミングライツパートナーは、前項の規定により契約の解除を申し出ようとするときは、大口町ネーミングライツ事業契約解除申出書（様式第4）を、町長に提出しなければならない。

(ネーミングライツの取消し)

第19条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ネーミングライツの付与を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までにネーミングライツ料の納入がないとき。

(2) ネーミングライツパートナーが、法令等に違反し、又はそのおそれがあるとき。

(3) ネーミングライツパートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

(4) 前条の規定により、ネーミングライツパートナーから契約解除の申出があったとき。

(5) 町長が、ネーミングライツの付与を取り消すことが必要と認めたとき。

2 町長は、前項の規定によりネーミングライツの付与を取り消したときは、大口町ネーミングライツ付与取消決定通知書（様式第5）によりネーミングライツパートナーに通知するものとする。

3 第14条の規定により既に納入されたネーミングライツ料は、第1項の規定によりネーミングライツの付与を取り消した場合においても返還しないものとする。

(契約の更新)

第20条 ネーミングライツパートナーは、契約期間中において、契約の更新を交渉することができるものとする。ただし、前2条に該当する場合はこの限りではない。

(その他必要事項)

第21条 この要綱に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は別に定める。

附 則 (令和2年3月31日 大口町告示第22号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日 大口町告示第45号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年10月1日 大口町告示第120号)

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1（第8条関係）

大口町ネーミングライツ申込書

年 月 日

大口町長 様

申込者 所在地

法人名

代表者職氏名

電話番号

FAX番号

E-mail

担当者氏名

次のとおり申し込みます。

なお、提出書類の内容は事実に相違ありませんが、虚偽等が判明した場合、ネーミングライツの取り消しをされても異議はありません。

対象施設等	
希望使用期間	年間
希望ネーミング ライツ料	年額 円（消費税及び地方消費税を含む）
愛称案	
応募の趣旨・目的	

様式第2（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長



大口町ネーミングライツパートナー採用決定通知書

年 月 日付けで申込みのありましたネーミングライツ事業について、次のとおりネーミングライツ事業者を採用することを決定しましたので通知します。

対象施設等		
愛称		
ネーミングライツ 付与期間	年間	
ネーミングライツ料	年額	円 (消費税及び地方消費税を含む)
	総額 (年間)	円 (消費税及び地方消費税を含む)

様式第3（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長



大口町ネーミングライツパートナー不採用決定通知書

年 月 日付けで申込みのありましたネーミングライツ事業について、次の理由により不採用とすることを決定しましたので通知します。

対象施設等	
不採用理由	

様式第4（第18条関係）

年 月 日

大口町長 様

所在地

法人名

代表者職氏名

大口町ネーミングライツ事業契約解除申出書

次のとおりネーミングライツ事業の契約解除を申し出ます。

対象施設等	
愛称	
ネーミングライツ 付与期間	年 月 日から 年 月 日まで
ネーミングライツ 料	年額 円（消費税及び地方消費税を含む）
契約解除の理由	

様式第5（第19条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長



大口町ネーミングライツ付与取消決定通知書

ネーミングライツ事業により付与した「」の愛称は、次の理由により取り消しを決定しましたので通知します。

なお、既に納入されましたネーミングライツ料については返還いたしません。

取消年月日	年 月 日
取消理由	